

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年11月26日（平成30年（行個）諮問第204号）

答申日：平成31年2月26日（平成30年度（行個）答申第188号）

事件名：本人が特定日にした人権救済申立てに関する記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2に掲げる文書1ないし文書10（以下、順に「文書1」ないし「文書10」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月14日付け2庶文1第1130号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

理由：自己情報コントロール権示す（個人情報保護法）。

また、2庶文第240号（平成30年3月5日付け2庶文第240号により特定法務局が行った一部開示決定を指す。）部分開示の審査請求同じく・2庶文第808号（平成30年7月5日付け2庶文第808号により特定法務局が行った一部開示決定を指す。）部分開示の審査請求同じく。

※ 諮問第92号件・諮問第106号件。

（2）意見書（添付資料省略）

昭和40年12月18日政府官報号外第135号（条約第28号）。

平成28年6月3日政府官報号外第123号 児童福祉法一部改正。

上記の政令：政府官報号外135号（文初財第464号）・123号（文初高第149号）を私の意見書に置く。

尚、「特定裁判」特定地裁判決は、校長の学校教育法違反の判事。特

定高裁は、民法の判事。

- ・ 特定市 A，特定市 B の学校教育法上の啓発する情報公開の義務有。
- ・ 特定市 A，特定市 B の民法上の親権者の権限の情報公開の義務有。
- ・ 特定インターネット掲示板管理者への学校教育法，民法の啓発義務有る法務省。

※ 特定地方裁判所の判決，特定高等裁判所の判決，最高裁判所の判断。添付 A～E は，3 件ともの提出類扱い求む。

※ 「官報」以降の文部科学省の通知類は，上記一部（ ）明示：年度期日交付通知数十点 HP 上有。

平成 28 年 2 月施行「教育機会確保法」関連性の本 3 件処分庁の不
開示部分は，職員協議こそが開示義務有（国家公務員倫理法）。

人事院の行う J K E T 研修資料の添付。人研－1296（H30. 1
1 / 1）・1410（H30. 12 / 14）

以下は，以下の意見書とする。①・②・③の理由説明書について意見書。

- ① 情個審第 1742 号（平成 30 年 6 月 5 日）：平成 30 年（行個）
諮問第 92 号理由説明書。
- ② 情個審第 3356 号（平成 30 年 11 月 13 日）：平成 30 年（行
個）諮問第 196 号理由説明書。
- ③ 情個審第 3571 号（平成 30 年 12 月 4 日）：平成 30 年（行
個）諮問第 204 号理由説明書。

（注）略。

参考について

文部科学省ホームページ上公開の通知類一覧の添付。

中には，総務省，法務省の関する通知有。

審査請求人は，特別永住者の特例法の特別永住者 3 世（以下略）。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は，特定法務局本
局が保有している，審査請求人が特定年月日 A 及び特定年月日 B にした人
権救済申立て（以下「本件人権侵犯事件」という。）に関する記録（以下
「本件人権侵犯事件記録」という。）である。

処分庁は，下記 4 の理由により，平成 30 年 9 月 14 日，保有個人情報の
部分開示決定をし，同日付け 2 庶文 1 第 1130 号「保有個人情報の開
示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った平成30年9月14日付け部分開示決定処分を取り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

4 部分開示を行った理由について

審査請求の対象である本件人権侵犯事件記録の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に係る情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

5 その他

本件審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分については、別紙2のとおりである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年11月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月7日 審議
- ④ 平成31年1月25日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年2月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑥ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めているところ、処分庁は、文書1ないし文書10に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定した上で、別紙2のとおり、そのうちの文書3ないし文書10に記録された保有個人情報についてはその全部を開示したが、文書1及び文書2に記録された保有個人情報については、その全部又は一部（不開示部分は別紙2の「不開示部分」欄のとおり。以下「本件不開示部分」という。）が法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、本件不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報が記録された文書について

本件対象保有個人情報が記録された文書は、本件人権侵犯事件記録であるところ、これは、別紙2のとおり、本件人権侵犯事件に係る決裁用紙（文書1）を先頭に、文書（案）（文書2）、人権相談申込票（文書4）、人権相談票（文書6及び文書10）、人権侵犯被害申告シート（文書8）等から構成されていて、審査請求人が特定年月日A付け及び特定年月日B付けで特定法務局に対して行った人権救済の申立て及びその処理に係る一連の文書であると認められる。

(2) 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分である①文書1の決裁用紙の「起案日」欄に記載された起案日及び②文書2の全部には、本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討に係る情報が含まれているところ、当該情報は、上記第3の4のとおり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(3) 検討

本件不開示部分には、特定法務局内部における本件人権侵犯事件の処理に係る電子決裁の起案日のほか、当該電子決裁の過程で作成された本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の内部的な協議・検討の内容に係る情報や、その検討等の過程を推測させる情報が記載されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、本件不開示部分が開示されることになると、法務局職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 本件請求保有個人情報記録された文書

特定年月 A～特定年月 B の相談期間中の私（審査請求人を指す。）の提出書類の甲号証数点のもの、特定学会年報 No. ○○の抜粋部分（特定弁護士、特定教授）、別添の特定月日 A・特定月日 B の関係資料・提出書類

別紙 2 本件対象保有個人情報記録された文書

開示請求者が特定年月日 A 及び特定年月日 B にした人権救済申立てに関する記録

(本件人権侵犯事件記録。具体的には下記の文書 1 ないし文書 10 である。)

文書番号	通し番号	文書名	不開示部分
文書 1	1	決裁用紙	「起案日」欄の起案日
文書 2	2, 3	文書 (案)	全部
文書 3	4, 5	文書	
文書 4	6	人権相談申込票	
文書 5	7 ~ 23	資料	
文書 6	24 ~ 27	人権相談票	
文書 7	28 ~ 35	資料	
文書 8	36, 37	人権侵犯被害申告シート	
文書 9	38 ~ 40	資料	
文書 10	41 ~ 44	人権相談票	